

平成 28 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

松本市監査委員

松監事第46号
平成29年3月24日

松本市長	菅谷 昭 様
松本市教育委員会教育長	赤羽 郁夫 様
松本市議会議長	犬飼 信雄 様

松本市監査委員	太田 由夫
同	伊藤 かおる
同	青木 豊子

平成28年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の期間	1
5	監査の方法	1
6	監査対象団体の概要	3
7	監査の結果	5

1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体、財政援助団体、指定管理者の監査）

2 監査の対象

松本市から財政的援助、出資等を受けた団体で、行政改革により関与の見直しが行われた13団体の中から計画的に監査を実施することとし、今年度は、次の団体を監査の対象としました。

一般財団法人松本市芸術文化振興財団		
(1) 出資団体	出捐金 30,000 千円	松本市出捐率 100%
(2) 財政援助団体	補助額	
	平成 26 年度 100,000 千円	
	平成 27 年度 100,000 千円	
(3) 指定管理者	管理施設名	所管課
	まつもと市民芸術館	文化スポーツ部 文化振興課
	松本市音楽文化ホール	〃
	松本市波田文化センター	〃
	松本市美術館	教育部 美術館

3 監査の範囲

主として平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日）及び平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日）並びに平成 28 年度の監査時点の事業に係る出納その他の事務の執行について監査の対象としました。

4 監査の期間

平成 28 年 9 月 28 日から平成 29 年 3 月 23 日まで

5 監査の方法

監査対象団体及び所管課から、必要な資料及び関係書類の提出を求め、双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査を実施しました。

監査に当たっては、出納その他の事務の執行が関係法令に則り適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、次のとおり着眼点を定めて監査を実施しました。

(1) 出資団体

団体関係	所管課関係
ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。	ア 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
イ 設立目的に沿った事業運営が行われているか。	イ 株券等の保管は良好か。

<p>ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。</p> <p>エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。</p> <p>オ 経営成績及び財政状態は良好か。</p> <p>カ 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>キ 会計経理及び財産管理は適切か。</p> <p>ク 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。</p>	<p>ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。</p> <p>エ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。</p>
--	---

(2) 財政援助団体

団体関係	所管課関係
<p>ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符号するか。</p> <p>イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。</p> <p>ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。</p> <p>エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。</p> <p>カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。</p> <p>キ 精算報告は適正に行われているか。また精算に伴う補助金等の返還時期等は適切か。</p> <p>ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。</p>	<p>ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。</p> <p>イ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。</p> <p>ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。</p> <p>エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。</p> <p>オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。</p> <p>カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。</p> <p>キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。</p>

(3) 指定管理者

指定管理者関係	所管課関係
<p>ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。</p> <p>イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。</p>	<p>ア 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。</p> <p>イ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</p>

<p>ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。</p> <p>エ 利用促進のための努力はなされているか。</p> <p>オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。</p> <p>カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。</p> <p>キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。</p>	<p>ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。</p> <p>エ 事業報告書の点検は適切になされているか。</p> <p>オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。</p> <p>カ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。</p>
--	---

6 監査対象団体の概要

- (1) 名称 一般財団法人松本市芸術文化振興財団
- (2) 所在地 松本市大手3丁目8番13号 松本市役所大手事務所文化振興課内
- (3) 設立年月日 昭和58年9月14日
(平成25年4月1日 財団法人松本市教育文化振興財団から名称変更し、一般財団法人に移行)
- (4) 基本財産 30,000千円(松本市出捐金 30,000千円(出捐率100%))
- (5) 設立目的 文化施設等の管理運営及び施設を活用した事業の推進により、市民の自主的な芸術文化活動を促進するとともに、優れた芸術文化に触れる機会を提供し、地域文化の継承・発展・創造を図り、もって、心豊かな活力ある社会の形成に寄与すること。
- (6) 事業内容
 ア 松本市から管理を指定された文化施設及びその他の施設の管理運営
 イ 優れた芸術文化の鑑賞の機会の提供
 ウ その他前項の目的を達成するため必要な事業
- (7) 組織(平成28年10月現在)
- 評議員 9名
- 理事 7名(うち松本市特別職2名、一般職2名)
- 監事 2名(うち松本市一般職1名)
- 職員 53名(うち松本市一般職12名)
- 内訳 事務局 5名(うち松本市一般職4名)
- 松本市美術館 10名(うち松本市一般職4名)
- 松本市音楽文化ホール 10名(うち松本市一般職2名)
- まつもと市民芸術館 24名(うち松本市一般職2名)
- 波田文化センター 4名

(8) 財政状況

貸借対照表
平成28年3月31日現在 (単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	237,891	流動負債	101,808
固定資産	36,929	負債合計	101,808
		正味財産の部	
基本財産	30,000	指定正味財産	30,000
特定資産	2,777	一般正味財産	143,012
その他固定資産	4,152		
		正味財産合計	173,012
資産合計	274,820	負債及び正味財産合計	274,820

7 監査の結果

(1) 出資団体の監査

ア 総括

監査の対象とした出納その他の事務については、下記の改善事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められました。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促しました。

イ 改善事項

法令等の規定又は制度の運用面等から適正に執行されていないと認め、改善を求める事項は次のとおりですので、しかるべき措置を講じてください。

(団体関係)

(ア) 会計処理規程第42条第2項で、「減価償却額は、間接法により処理する」とありますが、直接法により決算書が作成されていました。規程に基づき適正に処理してください。

(所管課)

(ア) 財団の経営状況が財務諸表に正しく反映されているか、会計規程に基づき作成されているか、所管課として内容を精査し、適切な指導を行ってください。

ウ 意見・要望事項

制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は次のとおりです。

(団体関係)

(ア) 財団の資金を普通預金のみで管理していますが、低金利とはいえ、まとまった資金については運用を検討してください。

(イ) 適正な税務及び会計処理と正確な財務諸表を作成するために、専門家による適切な指導・助言が必要であると考えます。早急に検討してください。

(2) 財政援助団体の監査

ア 総括

監査の対象とした補助金その他の事務については、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促しました。

イ 意見・要望事項

制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は次のとおりです。

(団体関係)

(ア) 毎年、松本市から多額の補助金が支出されているということを意識していただき、効率的で効果的な事業運営に努めてください。

また、併せて全国からも多くの人々が訪れるような、魅力ある公演の開催を期待しています。

(所管課関係)

(ア) 補助の目的に沿った効果的な事業が実施されているか、経営状況に留意しながら、今後とも検証を行ってください。

(3) 指定管理者の監査

ア まつもと市民芸術館

(ア) 総括

監査の対象とした出納その他の事務については、下記の改善事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められました。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促しました。

(イ) 改善事項

法令等の規定又は制度の運用面等から適正に執行されていないと認め、改善を求める事項は次のとおりですので、しかるべき措置を講じてください。

(団体関係)

a まつもと市民芸術館条例により利用料金が減額となる利用者に対して、減額措置がなされていませんでした。条例に基づいた運営を行ってください。

b チケット代金着服の再発防止のために導入したレジスターが、運用されていませんでした。改善策として導入したにもかかわらず、速やかに運用されていない状況について、管理監督責任が曖昧です。組織としての責任の所在を明確にし、問題点をあらためて検証してください。

(所管課関係)

a 利用料金の減額及び減免対象について指定管理者とあらためて確認を行い、法令等に基づき公平性の保たれた運営となるよう指導を行ってください。また、減免対象となる「市に登録された芸術文化団体」の定義が明確に提示されていないので、規程等の整備を行ってください。

(ウ) 意見・要望事項

制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は次のとおりです。

(団体関係)

- a 業務を依頼する際の業者選定については、一者に偏ることのないよう透明性の確保に心掛けてください。
- b 自主公演の招待券については、招待基準を明確化し、疑義を持たれないようにしてください。
- c 発券システムのログインパスワードは、定期的に変更してください。

イ 松本市音楽文化ホール

(ア) 総括

監査の対象とした出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められました。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促しました。

(イ) 意見・要望事項

制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は次のとおりです。

(団体関係)

- a チケットの残数及び金額の確認を特定の職員 1 人で行うのではなく、複数で行う体制としてください。
- b 休館日の事務室内に現金が滞留しないよう、夜間金庫等の利用について検討してください。

(所管課関係)

a ホールにいる松本市の職員は、指定管理者を指導監督する立場でありながら、財団職員として業務を請け負っているという、二重の立場で業務を行っています。

日々の業務で線引きをすることは、困難であると理解できますが、責任の所在については常に明確にしておいてください。

ウ 松本市波田文化センター

(ア) 総括

監査の対象とした出納その他の事務については、下記の改善事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められました。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促しました。

(イ) 改善事項

法令等の規定又は制度の運用面等から適正に執行されていないと認め、改善を求める事項は次のとおりですので、しかるべき措置を講じてください。

(団体関係)

- a 施設利用のキャンセルに伴う利用料金の還付処理を行わず、新規申請の利用料金と還付すべき利用料金を相殺していました。還付金については、規則に基づき適正に処理してください。
- b 減免措置の基準が定められていましたが、センター内への掲示がなされていませんでした。指定管理の基本協定書で、「センターにおいて公衆の見やすいように掲示しなければならない」とされていますので、協定書に基づき速やかに実施してください。
- c 減免措置の基準にある、「登録団体」についての定義が公衆に向けて明確にされていませんでした。どの様な団体を指しているのか、減免の基準と共に掲示してください。
- d 予算流用に関する伺書に、理事長の決裁がありませんでした。会計処理規程第14条に「理事長が予算の執行上必要があると認めたとき」とされていますので、規程に基づき適正に処理してください。

(所管課関係)

- a 管理をしている財団の職員は、施設を有効的に活用しようと努力しています。しかし、他の3施設と違い、市の職員が常駐していません。法令等に沿った管理・運営については、所管課のサポートが必要であると考えます。施設や設備の不具合の調査も含め、定期的に目を配るよう体制を整えてください。

(ウ) 意見・要望事項

制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は次のとおりです。

(団体関係)

- a 利用料金の設定されていない場所の利用許可申請があり、無料で貸し出されていました。使い勝手がよく、今後も貸し出す可能性がある場所であれば、新たな料金設定を検討してください。
- b チケットの残数及び金額の確認を特定の職員1人で行うのではなく、複数で行う体制としてください。

(所管課関係)

- a 旧波田町時代に自主放送を制作していたスタジオが、放送機材と多くの事務機器と共に何年も放置されています。対応を検討してください。
- b 放送収録用に建設されたホールであり、音が響かず、防音効果も十分ではありません。そのため、ステージに音響効果を高めるための可動式簡易装置の設置や、ホールと練習室の利用時間をずらすなど、財団職員の創意・工夫により運営が保たれています。より利用しやすく、芸術文化事業が楽しめる施設となるよう、施設の改修について検討してください。

エ 美術館

(ア) 総括

監査の対象とした出納その他の事務については、下記の改善事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められました。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促しました。

(イ) 改善事項

法令等の規定又は制度の運用面等から適正に執行されていないと認め、改善を求める事項は次のとおりですので、しかるべき措置を講じてください。

(団体関係)

a 予算流用に関する伺書に、理事長の決裁がありませんでした。会計処理規程第14条に「理事長が予算の執行上必要があると認めたとき」とされていますので、規程に基づき適正に処理してください。

b テレフォンカードや図書カードなどの金券が、所有者がわからない状態で保管されていました。後日、落し物であると確認できましたが、誰が見てもすぐにわかるような管理方法や落し物についての処理方法等、館内で統一するためのルールを検討してください。

(ウ) 意見・要望事項

制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は次のとおりです。

(団体関係)

a 草間彌生さんのグッズや、企画展での松本市美術館独自の商品販売等で、ショップの売上げが好調であるというのは、経営努力によるものと評価します。買取商品である草間グッズも回転がよく、ほとんど在庫を抱えることがないようですので、今後もスタッフの経験を活かした経営手腕により、更に売上げが増加することを期待しています。

(4) 講評

ア 財団は、全体で10億円を超える収入規模となっています。そのため適正な会計処理は元より、各種業務を行っていることから適正な税務処理が必要です。また、外国人出演者の税務処理等、高度で専門的な知識が必要となりますので、税理士等、専門家に税務処理を依頼できないか検討してください。

イ 各施設の管理に当たっては、指定管理者である芸術文化振興財団として、一体的な管理ができるよう統一的なルール・基準を作り、利用者に分かりやすく、利用しやすく、親しみやすい施設運営を行ってください。そして事務局は、各施設の運営を後押しし、松本市の芸術文化施設の価値を高めるよう努めてください。

ウ 波田文化センターを除く3施設には、市職員が職免により、財団職員として施設運営に努めていますが、指導・監督する市職員の立場と、運営する財団職員の立場の明確な線引きは困難であると考えます。しかしながら、責任の所在については曖昧にすることなく、それぞれ明確にした上で運営を行ってください。一例としては、まつもと市民芸術館で、チケット代金着服の再発防止のために導入したレジスターが、運用されていませんでした。改善策として導入されたものが運用されていない状況については、誰が責任者で誰が管理監督者なのでしょうか。そういったところが組織として曖昧になっているように感じました。

エ 財団運営の問題点の一つとして、人材育成がされていないことが挙げられます。育成されていないということは、財団としての人間的な資産は常に無い状態であり、全てを外部委託に頼るしかないということになります。財団の人事配置や組織運営というものを、これからどうして行くのか考えなければいけない時期が来ているのではないのでしょうか。